

目的別補助事業及び融資制度の概要 [Ver II - 1]

平成25年6月28日 峡東農務事務所

1 平成25年度 目的別補助事業

目的	事業名	事業主体	事業概要	交付率	担当
耕作放棄地解消	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	都道府県協議会、地域協議会、農業を営む個人、法人、法人格のない団体	耕作放棄地の再生作業：障害物除去、深耕、整地、土壌改良 営農定着：営農資材の導入（苗、生産資材等） 施設等の補完整備：当事業による再生作業または自助努力等で再生が確認された場合、小規模基盤整備、農業機械・施設等の整備が可能（ブドウ棚、ハウス、耕運機など）	定額、1/2	農政
	耕作放棄地等再生整備支援事業	市町村、土地改良区、農業協同組合、NPO、地域活動組織等	採択要件：中山間地域直接支払制度や農地・水環境保全対策など共同活動の実施 対象地域：耕作放棄地を1ha以上解消すること 事業内容：生産基盤整備（農業用排水路、農道、区画整理）、併せて市民農園施設、市民農園に付属する施設等の整備が可能	1/2	計画
	企業の農業経営推進支援モデル事業	市町村、土地改良区、農地保有合理化法人等	採択要件：企業の経営面積1ha以上あること 事業内容：ほ場・農道などの生産基盤整備、換地・交換分合	1/2	計画
農地整備	果樹経営支援対策事業	産地計画で明確化された担い手	要件：地続きで10a以上の面積であること 小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良）、用水・かん水施設の設置等	1/2以内	地域整備
	企業の農業経営推進支援モデル事業		※耕作放棄地解消参照		
	耕作放棄地等再生整備支援事業		※耕作放棄地解消参照		
施設整備 （ハウス、ブドウ棚）	経営体育成支援事業【条件不利地域補助型】	市町村 （対象者：集落営農組織、農業者等の組織する団体、農協、第3セクター等）	対象：ハウスのみ対象（共同利用に限る）、ブドウ棚は対象外 条件不利要件：農家1戸あたりの平均農地面積が概ね1ha未満かつ農地面積1ha未満の農家が概ね5割以上。周辺地域より農産物販売金額が低い、又は高齢化率・耕作放棄率が高い等で実施主体が認める地域。	1/2以内（上限4千万円）	地域整備
	経営体育成支援事業【融資主体型補助事業】	市町村 （対象者：新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業者等の組織する団体等）	対象：ハウス・ブドウ棚（新設） 農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の開始又は改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得に対して助成。 融資を活用する場合に融資残の自己負担部分について助成	3/10以内（融資必須）	担い手育成
	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	都道府県協議会、地域協議会、農業を営む個人、法人、法人格のない団体	ハウス、ブドウ棚 耕作放棄地を再生・利用する取組やこれに附帯する施設等の補完整備	1/2以内	農政
	やまなし農業ルネサンス総合支援事業	市町村、農協、営農集団、農業生産法人、農業参入企業、NPO法人等	ハウス 産地強化タイプ：特色ある強い産地づくりを推進するための地域特産品の生産や新技術の導入、生産体制の改善、担い手の育成等に必要な施設・機械整備	1/2以内	地域整備
	活力ある水田農業支援事業	市町村、農協、営農集団、農業生産法人等	ハウス 水田転作生産拡大支援事業：転作物物の導入、作付拡大に必要な機械・施設整備。 果樹は対象外 要件：受益面積が概ね1ha以上であること。	4/10以内	地域整備
	果樹施設化支援事業	富士の国やまなし逸品農産物認証制度の認証団体及び申請中の団体	簡易雨よけハウスの整備 ・事業を実施しようとする実施主体は、実施計画書を所轄農協に提出し、農協がとりまとめて所轄の農務事務所に申請する。	1/2以内 上限240,870円/10a	地域整備

目的	事業名	事業主体	事業概要	交付率	担当
鳥獣被害防止柵	鳥獣害防除事業	市町村、農協、土地改良区等	施設の状況や対象となる鳥獣の生態等に応じた防除効果が確認され、かつ、設置実績がある施設(防止柵・じゅうべい君・捕獲おり等)	30%	計画
	鳥獣被害防止総合対策交付金	地域協議会、民間団体等	ソフト対策:鳥獣被害対策実施隊による捕獲をはじめとした地域ぐるみの被害防止活動(生息調査、捕獲機材の導入、追い払い) ハード対策:侵入防止柵の整備等、捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設 ※各施設には上限単価が設定 ◆主な施設の上限単価 ・箱罟 大型獣用 100千円/基 ・金網柵 イノシシ用4,100円/m、シカ用5,700円/m ・処理加工施設 26万円/m ²	1/2以内	地域整備
	生産基盤総合的整備事業		※生産基盤総合的整備参照		
苗等	果樹経営支援対策事業	産地計画で明確化された担い手	要件:地続きで2a以上の面積であること 優良品目・品種への改植・高接、条件不利園地の廃園	1/2以内	地域整備
	果樹団地化促進支援事業	圃場整備参加者等	①果樹の伐採②畑かん施設の移設③柵の移設④苗植え付け 対象:県営ほ場整備事業実施地区に限る。	定額	指導財産
	醸造用ブドウ産地育成事業	醸造用ぶどう安定取引推進会議	醸造用ぶどう安定取引推進会議を通じて、ワイナリーとの長期取引契約を締結所、醸造用ぶどうを新植する農家を支援(新植及び育成に必要な経費を定額助成)	定額 50~200千円/10a	地域整備
	耕作放棄地等再生整備支援事業		※耕作放棄地解消参照		
機械整備	経営体育成支援事業【条件不利地域補助型】	市町村 (対象:集落営農組織、農業者等の組織する団体、農協、第3セクター等)	農業用機械等の導入、に記載されている機械 条件不利要件:農家1戸あたりの平均農地面積が概ね1ha未満かつ農地面積1ha未満の農家が概ね5割以上。周辺地域より農産物販売金額が低い、又は高齢化率・耕作放棄率が高い等で実施主体が認める地域。	1/2以内(上限4千万円)	地域整備
	経営体育成支援事業【融資主体型補助事業】	市町村 (対象:新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業者等の組織する団体等)	農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の開始又は改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得に対して助成。 融資を活用する場合に融資残の自己負担部分について助成。	3/10以内(融資必須)	担い手育成
	やまなし農業ルネサンス総合支援事業	市町村、農協、営農集団、農業生産法人、農業参入企業、NPO法人等	[事業タイプ別]販路拡大(レジスター、POS、糖度センサー、保冷库等)、産地強化(農産物加工機械(フードカッター、オープンレンジ、蒸し器等)、新品目栽培用機械、省力栽培用機械、担い手育成のための機械)、高品質化(品質測定機器(非破壊糖度センサー等)、認証取得のために必要な機器)、省エネ・環境保全(ヒートポンプ、太陽光発電、低温蒸気土壌消毒、LED照明等)	1/2以内	地域整備
	活力ある水田農業支援事業	市町村、農協、営農集団、農業生産法人等	1 水田転作生産拡大支援事業:転作物物の導入、作付拡大に必要な機械・施設整備。 果樹は対象外 要件:受益面積が概ね1ha以上であること。	4/10以内	地域整備
	耕作放棄地等再生整備支援事業		※耕作放棄地解消参照		

目的	事業名	事業主体	事業概要	交付率	担当
加工施設	経営体育成支援事業 【条件不利地域補助型】	市町村 (対象:集落営農組織、農業者等の組織する団体、農協、第3セクター等)	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備 条件不利要件:農家1戸あたりの平均農地面積が概ね1ha未満かつ農地面積1ha未満の農家が概ね5割以上。周辺地域より農産物販売金額が低い、又は高齢化率・耕作放棄率が高い等で実施主体が認める地域。	1/2以内(上限4千万円)	地域整備
	経営体育成支援事業 【融資主体型補助事業】	市町村 (対象:新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業者等の組織する団体等)	農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の開始又は改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得 (融資主体型)融資を活用する場合に融資残の自己負担部分について助成	3/10以内(融資必須)	担い手育成
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	都道府県、市町村、出資法人、農協、土地改良区、農林漁業者等の組織する団体等	農林水産物処理加工施設:農林水産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設等及びこれらの附帯施設 対象地域:五法指定地域	1/2	地域整備
	強い農業づくり交付金	都道府県、市町村、農協連合会、農協、土地改良区、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体等	産地競争力の強化:産地競争力の強化に向けた総合的推進 受益農家及び事業参加者が5戸以上 原則として総事業費5千万円以上	1/2以内	地域整備
	やまなし農業ルネサンス総合支援事業	市町村、農協、営農集団、農業生産法人、NPO法人等	産地強化タイプ(特産品等生産支援):特色ある強い産地づくりを推進するための地域特産品の生産や新技術の導入、生産体制の改善、担い手の育成等に必要な施設・機械整備	1/2以内	地域整備
	活力ある水田農業支援事業	市町村、農協、営農集団、農業生産法人等	転作作物地産地消推進事業:転作作物を活用した加工品等の製造に係る機械・施設の整備。 果樹は対象外 要件:受益面積が概ね1ha以上であること。	4/10以内	地域整備
直売所	経営体育成支援事業 【条件不利地域補助型】	市町村 (対象:集落営農組織、農業者等の組織する団体、農協、第3セクター等)	農畜産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械及び建物等の整備 条件不利要件:農家1戸あたりの平均農地面積が概ね1ha未満かつ農地面積1ha未満の農家が概ね5割以上。周辺地域より農産物販売金額が低い、又は高齢化率・耕作放棄率が高い等で実施主体が認める地域。	1/2以内(上限4千万円)	地域整備
	経営体育成支援事業 【融資主体型補助事業】	市町村 (対象:新規就農者、認定農業者、集落営農組織、農業者等の組織する団体等)	農産物の生産、加工、流通、販売、その他農業経営の開始又は改善に必要な機械や施設の改良、造成、復旧又は取得 (融資主体型)融資を活用する場合に融資残の自己負担部分について助成	3/10以内(融資必須)	担い手育成
	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	都道府県、市町村、一部事務組合、農協、農林漁業者の組織する団体等	地域連携販売力強化施設:地域内外の相互連携による農林水産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販売戦略施設等及びこれらの附帯施設の整備 対象地域:五法指定地域	1/2	地域整備
	やまなし農業ルネサンス総合支援事業	市町村、農協、営農集団、農業生産法人、NPO法人	販路拡大タイプ(特産品等販売支援):地域農産物の販売強化を図るため、多様な販路の開拓と流通体制の確立に必要な施設・機械等の整備。	1/2以内	地域整備
	活力ある水田農業支援事業	市町村、農協、営農集団、農業生産法人	転作作物地産地消推進事業:転作作物の地産地消を推進する販売・流通に係る施設整備。 果樹は対象外 要件:受益面積が概ね1ha以上であること。	4/10以内	地域整備

目的	事業名	事業主体	事業概要	交付率	担当
体験施設交流	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	都道府県、市町村、農協、農協連合会、農業者等の組織する団体、出資法人、NPO法人	農林漁業体験施設：市民農園の区画・園路、滞在施設、多目的施設等並びにこれらの附帯施設の整備 対象地域：五法指定地域	1/2	地域整備
	中山間地域総合整備事業		※生産基盤総合的整備参照		
加工品販路開拓	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金	都道府県協議会、地域協議会、農業を営む個人、法人、法人格のない団体	耕作放棄地の再生作業（障害物除去、深耕等）の後、生産物を使った加工品の試作にかかる経費（販売収入が生じる場合は、経費から差し引いて交付）	定額	農政
	6次産業化推進整備事業	農林漁業者、民間事業者、NPO法人、農協、商工会等	6次産業化の取組みに向けた計画づくり、新商品開発や販路開拓などの取組みを支援。	1/2	農政
雇用・就農支援	農の雇用事業	農業生産法人	新たな就農希望者を雇用する農業法人に対して研修に要する経費などを助成	最大120万円/年・人	担い手育成
	青年就農給付金	新規就農者、就農希望者	（準備型）45歳未満で就農する者に対し、研修期間中150万円/年を最長2年間給付 （経営開始型）45歳未満の独立・自営就農者に対し150万円/年を最長5年間給付	150万円/年	担い手育成
単産基盤整備	特産農産物支援整備事業	市町村 農協 土地改良区等	①品質向上対策（用排水路・農道・畑かん・土壌改良等） ②生産向上対策（簡易な区画整理・園内道路・畦畔除去・畦畔被覆等） ③エコ農業推進対策（遊休農地解消のための条件整備、ポジティブリスト対策等）	1/2	計画
	耕作放棄地等再生整備支援事業		※耕作放棄地解消参照	1/2	計画
	企業の農業経営推進支援モデル事業		※耕作放棄地解消参照	1/2	計画
生産基盤総合的整備	畑地帯総合整備事業	県	目的：畑、果樹地帯の基盤整備 受益面積：30ha以上（担い手支援型） 整備内容：①農業生産基盤整備②生産、集落環境整備事業	国50% 県25% 市等25%	計画
	中山間地域総合整備事業	県	目的：中山間地域の活性化 受益面積：60ha以上（一般型）、20ha以上（特殊型） 整備内容①農業生産基盤整備（農道・用排水路・ほ場整備他）②農村生活環境整備（交流施設整備・情報基盤整備・市民農園・活性化施設・集落道・集落排水・防災安全施設他）	国55% 県30% 市等15%	計画
	農地環境整備事業	県	目的：生産性の向上を図る農地地域と、長期的な営農の再開が見込めない耕作放棄地を含む区域とに区分し農地の有効利用を行う。 受益面積：10ha以上（生産性を図る農地地域が70%以上） 整備内容：①農業生産基盤整備②保全管理等事業（用地整備、市民農園等）	国55% 県30% 市等15%	計画

2 平成25年度 農業関係融資制度一覧表

(金利はH25.6.19現在の利率)

資金名	資金の目的	資金の内容	備考
農業近代化資金	<p>農業者に対する資本装備の高度化と農業経営の近代化を目的とした長期かつ低利の資金融通を円滑にし、農業経営の近代化を図る。</p> <p>・農業機械、加工・流通施設の取得等 ・長期運転資金 など</p>	<p>貸付財源：農協系統資金 利子補給：1.25%(県単) 貸付限度額：個人…1,800万円(特認2億円)、団体…15億円 償還期限：7～20年(据置2～7年) 貸付利率：2.45%(基準金利) 認定農業者…0.6～1.05%(貸付金利) 一般農業者…1.2%</p>	<p>融資機関：農協、県信連、山梨中央銀行 ・1件500万円以下…無担保・無保証人によるクイック融資 (認定農業者)</p>
就農支援資金 就農準備資金 就農研修資金 就農施設等資金	<p>認定就農者が経営開始時に必要となる研修・準備資金及び施設等の設備資金を農協等が無利子で融資し、円滑な就農を促進する。</p>	<p>貸付財源：県農業改良資金特別会計 貸付限度額：青年…3,700万円、中高年…2,700万円 償還期限：12年以内(据置5年以内) 貸付利率：無利子</p>	<p>融資機関：農協等(施設等資金)、就農支援センター(準備・研修資金)県は、農協等に対し貸付原資の供給を実施</p>
農業改良資金	<p>新たな農業へのチャレンジのための資金 農業者等が農業経営の改善を目的として、新たな農業部門の経営、農畜産物加工事業の経営開始、加工品の新たな生産、販売方式の導入等を支援するために必要な資金を貸し付けて農業経営の安定と農業生産力の増強に資する。</p>	<p>貸付財源：財政融資資金 貸付限度額：標準事業費の80～100%以内 個人5千万円、法人1億5千万円 償還期限：10年(据置3～5年) 貸付利率：無利子</p>	<p>融資機関：日本政策金融公庫等 (H22.10.1から)</p>
農業経営基盤強化資金 (スーパーL)	<p>農業経営基盤強化法に基づく認定農業者が利用する経営改善のための長期資金。</p> <p>・設備資金(一例) 農地等の取得、改良や造成などの費用 農業経営のための施設や機械等の取得等の費用 農産物の加工処理、流通販売等の施設の取得等の費用 ・設備資金以外(一例) 施設の賃借料等 経営改善に必要な長期の費用</p>	<p>貸付財源：財政融資資金 貸付限度額：個人 1億5千万円 法人 5億円 資金の用途「経営の安定に必要な長期の費用」については 個人 3千万円 法人 1億円 償還期限：最長25年以内、据置最長10年以内 貸付利率：0.6～1.2%</p>	<p>融資機関：日本政策金融公庫 ・利子補給率：新規貸付分については、人・農地プランに位置付けられた認定農業者に対し当初五年間無利子化(全額国費) ・1件500万円以下…無担保・無保証人によるクイック融資</p>
(県単制度) 農村住宅資金	<p>農業者の福祉の増進と農業の発展のため、農村住宅の建設及び改良に対し低利で融通し、農業者の福祉の増進と農業の発展に資する。</p>	<p>貸付財源：農協系統資金 利子補給：県 1.25% 貸付限度額：一般…400万円、三世代…500万円、新規就農者…400万円 償還期限：15年以内(据置2・5年以内) 貸付利率：1.20%</p>	<p>融資機関：農協、県信連</p>
(県単制度) 農業経営改善資金	<p>農業者等に対して行う低利の資金融通を円滑にし農業経営の改善に資する。</p> <p>○ 水産業振興資金 ○ 合併事務所建設資金 ○ 農協合併促進資金</p>	<p>貸付財源：農協系統資金 利子補給：県 1.25% 貸付限度額：水産…事業費の80%以内か400万円以内、 建設…事業費の80%以内か1億円以内、 合併…合併時持込資本金不足額か1億円のいずれか 低い額 償還期限：2～10年以内(据置0～2年) 貸付利率：1.20%</p>	<p>融資機関：農協、県信連</p>

資金名	資金の目的	資金の内容	備考
中山間地域活性化資金	中山間地域の農林漁業の総合的な振興を通じ地域の活性化を図る。 ① 加工流通施設(製造・加工・販売のための施設の高度化、中山間地域農畜産物又はその加工品の品質の維持改善) ② 保健機能増進施設(農林漁業資源を利用した施設設置) ③ 生活環境施設(生活環境の改善に必要な施設)	○系統等金融機関(農協、信連等)が融資する場合 利子補給 : 0.00~2.10% ※融資先の規模、貸付金額、事業内容で異なる 貸付限度額: 事業費の80%以内 償還期限 : ①②の資金…15年以内(据置3年以内)、 ③の資金…25年以内(据置8年以内) 貸付利率 : 0.35~1.70% ※融資先の規模、貸付金額、事業内容で異なる	融資機関:農協、県信連、農林中央金庫、銀行、信組、信金 ※日本政策金融公庫資金にも同名の資金がある
農業経営負担軽減支援資金	既往債務の償還が困難な農業者に対して、その債務の借り替えに係る資金を融通することにより、その経営の安定に資する。	貸付財源 : 農協系統資金 利子補給 : 1.25% 貸付限度額: 営農負債の残高 償還期限 : 10~15年以内(据置3年以内) 貸付利率 : 1.20%	・営農負債の借り換え(ただし、貸付利率5%以下の制度資金を除く。) 融資機関:農協、県信連、山梨中央銀行
天災資金	天災により国民経済に影響を及ぼすような災害が発生した場合、閣議決定により天災融資法を発動する。 貸付条件等は、天災の都度政令を制定し、決定される。	貸付財源 : 農協系統資金 貸付限度額: 個人…200~500万円(激甚250~600万円) 償還期限 : 3~6年以内(激甚4~7年以内)据置3年以内 貸付利率 : 法定利率 3.0% 5.5% 6.5%以内 (例)平成5年天災の場合(当初3年間) 1.5% 3.5% 4.0%、 (4年目以降) 3.0% 3.85% 4.0%	・国の政令指定により発動 ・発令毎に補正予算を組む
(県単制度) 緊急農業施設災害復旧支援対策資金	H10年1月の大雪により被害を受けた農家が農業用施設の復旧を図るために必要な資金を融資し被害農家の経営維持安定を図る。	貸付財源 : 農協系統資金 貸付限度額: 500万円 基準金利 : 3.0% 貸付利率 : 無利子 償還期間 : 15年以内(据置3年以内)	・市町村が当該要項資金に対して、3%の利子補給を行う 場合、県は1.5%の利子助成を行う。